

## ● 保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

### 1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に算定できる場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定します。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認められていません。

### 2 請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難なもの）

建設の事業では、一般的にはその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に算定することが困難なため、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、保険料率を乗じて保険料を算定します。

請負金額とは、工事請負契約上の代金（消費税額を含む。）、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物（注）のみを控除したものを請負金額といいます。

<b>請負代金</b> <small>（契約金額・施主からの金銭給与）</small>	+	<b>請負代金に加算する額</b> <small>（支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額）</small>	-	<b>請負代金から控除する額</b> <small>下記（注）参照</small>	=	<b>請負金額</b>
--	---	---	---	--	---	-------------

（注）請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」（業種番号36）の機械装置のみです。14ページを参照してください。

## ● その他

### ① 林業の申告について

業種が林業（立木の伐採等）の場合の申告については、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書に転記してください。（「一括有期事業総括表」は必要ありません。）

### ② 建設業の事務所の労災保険について

事務員を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として所轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続きが必要になります。

### ③ 一括有期事業開始届（様式第3号）について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日までに**前月に開始した工事を、「一括有期事業開始届」により所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。用紙は各労働基準監督署にあります。

### ④ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、1工事現場又は1作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続きをすることとなります。

事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は所轄労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をしなければなりません。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。